

## 独占禁止法基本問題懇談会（第5回）議事概要

平成17年12月1日

- 1 日時 平成17年11月29日（火）9：30～12：00
- 2 場所 内閣府 本府庁舎 5階 特別会議室
- 3 出席者
  - 座長 塩野 宏 東京大学名誉教授
  - 座長代理 金子 晃 慶應義塾大学名誉教授
  - 委員 石井 卓爾 三和電気工業株式会社代表取締役社長
  - 宇賀 克也 東京大学大学院法学政治学研究科教授
  - 榎野 信治 読売新聞東京本社論説委員
  - 神田 敏子 全国消費者団体連絡会事務局長
  - 小林 いずみ メリルリンチ日本証券株式会社代表取締役社長
  - 佐野 真理子 主婦連合会事務局長
  - 根岸 哲 神戸大学大学院法学研究科教授
  - 日野 正晴 駿河台大学法科大学院研究科長
  - 増井 和男 慶應義塾大学大学院法務研究科客員教授
  - 村上 政博 一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授
  - 村田 恒子 松下電器産業株式会社パナソニックシステムソリューションズ社法務グループマネージャー
  - 諸石 光熙 住友化学株式会社特別顧問
  - 山本 孝宏 弁護士
- （その他） 公正取引委員会 南部 官房国際課長、岩成 経済取引局企画室長
- （事務局） 内閣府 大臣官房 独占禁止法基本問題検討室 西室長、寺川参事官等

#### 4 議事次第

- (1) 開会
- (2) 日本チェーンストア協会からのヒアリング
- (3) 伊従寛 弁護士（あさひ狛法律事務所）からのヒアリング
- (4) 岸井大太郎 法政大学教授からのヒアリング
- (5) 公正取引委員会からのヒアリング（競争法の国際比較）
- (6) 質疑応答・自由討議
- (7) 閉会

#### 5 ヒアリングの概要

- (1) 日本チェーンストア協会から、協会として、これまで納入業者との公正な取引を推進するための啓蒙活動等を会員企業に対して行ってきた、これにより、納入業者とのトラブルはほとんどなくなってきた、公正取引委員会の勧告は十分な抑止効果を有している、等の説明があった(資料1参照)。

これに対する意見・質疑は、概ね以下の通り。

- ・ 独占禁止法遵守のためには、企業のトップの意識改革が重要である。
- ・ 大規模小売業における優越的地位の濫用はどういった類型が多いのか。具体的な形では把握していないが、従業員派遣の要請について問題意識を持っている。
- ・ この11月に施行された新告示について、チェーンストア協会は作成過程に参画しているのか。

公聴会では、新告示には賛成するが、違反の判断基準を具体的に示してほしい、との意見を述べた。

- (2) 伊従 弁護士から、適正手続の保障の観点から事前の審判手続が必要であり、先の独占禁止法改正は問題がある、課徴金制度に、金額の最高限度額および裁量性を導入すべき、裁量性の導入にあたっては、法令遵守体制の促進に資するようにすべき、企業に対する処分は、課徴金制度に一本化し、刑事罰は、行為者個人に対してのみとすべき、審査手続は欧米諸国に

ならい改善されるべき、 明確な行為類型の不公正な取引方法には罰則を導入すべき、 わが国では、完全最低入札価格制度が原則となっているが、技術力などを考慮できる競争的交渉型入札等を採用できるようにすべき、等の説明があった(資料2 参照)。

これに対する意見・質疑は、概ね以下の通り。

- ・ 改正独占禁止法は、処分前に、告知、意見陳述の機会の付与を行っており、行政手続法のミニマム・スタンダードを満たしていないとまでは言えないのではないかと。
- ・ 諸外国との比較も大事だが、競争法分野の比較だけでなく、他の制度全体から見た比較も重要である。
- ・ 措置の迅速性と適正手続の保障のバランスが重要であり、手続の是非については、事前と事後の手続を全体として見て判断すべきである。

(3) 岸井 教授から、 いわゆる「二重処罰」問題は、罪刑均衡の問題として処理すれば足りる、 課徴金の一層の強化を図る場合、ア) 重大性(競争制限効果の程度等)に加えて悪質性(犯状、故意・過失等)も考慮する算定基準とする考え方と、イ) 重大性を考慮した可変的だが定型的な算定基準とする考え方があるが、課徴金と刑事罰の役割分担、運用の機動性・迅速性の確保の観点からは、後者が望ましい、 手続面については、改めて制度を変更・修正する必要はなく、審判の事後手続化について指摘されている問題は、執行停止制度等の運用で解消できる、 私的独占の排除行為、再販価格維持行為を課徴金の対象とすべき、等の説明があった(資料3 参照)。

これに対する意見・質疑は、概ね以下の通り。

- ・ 手続面については、法律の条文だけを問題にするのではなく、公正取引委員会規則の内容、公取委の改正法の運用方針も聞いて判断すべきではないかと。
- ・ 手続面の充実は、運用の改善で足りるというが、実際に企業が防御権を行使するうえで、種々の問題が生じているのではないかと。
- ・ 競争法については、専門の競争当局の判断が尊重されるべきであり、行政審判制度を形骸化させるのは適当ではない。
- ・ 行政処分についても、主観的な要素を踏まえて行っているものもあり、

行政処分だから、主観的要素を考慮すべきでないということにはならないのではないか。

- ・ 不公正な取引方法の中から、再销售价格維持行為のみを課徴金の対象として取り上げることは、難しいのではないか。

(4) 公正取引委員会から、日本、米国、欧州連合(EU)、イギリス、フランス、ドイツの競争法の国際比較に関する資料の説明があった(資料4参照)。

これに対し、競争法の適切な比較のためには、カナダ、オーストラリアも比較対象に加えるべきであるとの意見があった。

## 6 今後の予定

第6回会合(12/15)では、公正取引委員会からヒアリングをしたうえで、これまでの会合等を踏まえたフリーディスカッションを行うこととした。

(文責： 内閣府大臣官房独占禁止法基本問題検討室)